

野田市総合公園指定管理者の指定について

1 選定理由

野田市総合公園については、野田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第2号に規定する、その他特別な理由がある場合に該当するため、「野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体」を随意指定することにより、順調に運営がなされてきた。

令和3年度からの指定管理者の指定に際しては、これまでの実績を踏まえ、「野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体」を引き続き指定することとし、利用者本位のサービスを提供するための改善を図るため、公募同様の事務的な手續きを踏まえるのではなく、市と指定管理者が仕様内容について事前に十分な協議を行いながら仕様書を作り上げる形とした。

野田市総合公園及び関宿総合公園並びに体育施設指定管理者候補者選定委員会において、仕様書及び事業計画書を確認の上、総合的に審査を行った結果、当施設の管理を行わせるに適正と認め、「野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体」を指定管理者候補者として選定した。

2 選定経過

候補者選定委員会 〔 質疑及び審査、審議及び候補者の選定 〕	令和3年1月19日（火）
候補者選定通知	令和3年2月12日（金）
野田市議会議決	令和3年3月23日（火）
指定通知	令和3年3月26日（金）